

特別事業基金の運用に関する内規

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この内規は、本会の前身である粉体工学会 25 周年記念基金の趣旨を明確にし、一般社団法人 粉体工学会（以下「本会」という）の趣旨に則った運用を図るために制定するものである。

2. 名称

基金の名称を粉体工学会特別事業基金（以下、基金という）と称する。

3. 基金の運用

- 1) この内規は、これまで 25 周年記念基金として運用されてきた基金の趣旨を明確にし、その趣旨に則った運用を図るために制定するものである。
- 2) 基金は、本会を充実・発展させるために本会が行う特別事業、記念事業（設立 50 周年など）に対して運用する。
- 3) 基金運用の対象となる事業は、本会の理事会（以下、理事会といふ）が企画若しくは承認した特別事業であり、本会が恒常的に行う事業に対しては基金を運用しない。
- 4) 基金の運用に際しては、理事会が委嘱した委員会が作成する企画書を検討の上、理事会が運用額、および使用できる費目を決定する。
- 5) 基金の運用によって実施された事業は、それぞれの企画ごとに収支決算書を作成し、余剰金は基金に繰り込むものとする。
- 6) 基金を維持するために、他組織、企業等からの助成金、寄付金等を繰り入れることが出来る。

(附則)

この内規は、理事会の承認を得て、平成 30 年 1 月 4 日から発効する。

(付記)

平成 30 年 2 月 17 日 制定（理事会承認）